

小 学 校 児童指導要録の手引

改訂版

令和5年 10 月

大分県教育委員会

目 次

はじめに

I	学習評価の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	指導要録の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・	5
III	小学校の児童指導要録に記載する事項等・・・・・・・・	6
IV	小学校児童指導要録（例）・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
V	各教科等・各学年等の評価の観点及びその趣旨・・・・・・・・	1 6
VI	記入例及び記入の要点・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
VII	記入等に関する Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8

はじめに

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成 28 年 12 月 21 日）（以下「答申」という。）においては、以下の 3 つが必要であることが示されている。

- ・子供たちの学習の成果を的確に捉え、教員が指導の改善を図るとともに、子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには、学習評価の在り方が極めて重要であること。
- ・各教科について、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、総括的に捉える「評定」とを学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施すること、
- ・これまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 観点に整理し、指導要録の様式を改善すること

答申を受け、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において出された「児童生徒の学習評価の在り方（報告）」（平成 31 年 1 月 21 日）（以下「報告」という。）では、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられている。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び、各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項をとりまとめている。

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであることから、先に挙げた学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点等について十分了知の上、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われることが重要である。

I 学習評価の基本的な考え方

1 学習評価についての基本的な考え方

（1）カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

（2）主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

（3）学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1) 及び (2) で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、次のような課題が指摘されている。

- ・学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない。
- ・現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない。
- ・教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- ・教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない。
- ・相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3) で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要であること。

- ① 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- ② 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- ③ これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

2 学習評価の主な改善点について

(1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から、観点別学習状況の評価の観点についても、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理して示し、設置者において、これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際、「学びに向かう力、人間性等」については、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別の学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」については、各教科等の趣旨に照らし、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で、自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと。

(3) 学習評価の結果の活用には、各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え、各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と、各教科等の児童生徒の学習状況を総括的に捉え、教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ、その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。

3 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は、以下に示すほか、「Ⅲ 小学校の指導要録に記載する事項等」及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては、それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校(義務教育学校前期課程を含む。以下同様。)における「外国語活動の記録」については、従来、観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。(※Q&A参照のこと)
- (2) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上の参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている児童生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること。

- ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
- ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
- ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科部会等の校内組織を活用すること。

- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容やまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。

- (3) 観点別の学習評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。

- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。

- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。

- (6) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進するこ

とが重要であること。特に統合型校務支援システムの整備による文書記述欄などの記載事項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要領等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通するものとするのが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとしたこと。
- ・通知表の文書記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとにではなく、年間を通じた学習状況をまとめて記載することとしたこと。
- ・指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記載する様式とすること。

※「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（H31.3.29）より <一部省略>

Ⅱ 指導要録の取扱いについて（昭和 32 年文部省初等中等教育局長通達）

小学校及び中学校における指導要録については、常に児童生徒の在学の実際と一致して整備するため、次の要領によること。

（１）入学（転学による入学を含む。）の場合は、次により処理すること。

イ 入学後ただちに指導要録を整備することとし、少なくとも、その際当該児童生徒の氏名及び住所を記入すること。

ロ 入学年月日は、公立学校にあつては教育委員会が通知した入学期日、その他の学校にあつては当該学校において通知した入学期日とする。

ハ 入学期日に出席しない児童生徒については、校長は、すみやかに事情を調査し、他の学校に在籍している場合その他当該学校に入学しがたい事情があると認める場合には、当該児童生徒の住所地の教育委員会に連絡の上、入学しなかったものとして取り扱うこと。

ニ 転学した児童生徒については、校長は、当該児童生徒が入学した旨及びその期日を、すみやかに転学前の学校の校長に連絡すること。

（２）退学（転学による退学を含む。）の場合は、次により処理すること。

イ 児童生徒が退学したときは、その指導要録は、ただちに別に整理して学校教育法施行規則第一五条第二項により保存するとともに、転学による退学の場合は、同規則第一二条の三第三項に定める手続きをとること。

この場合において、児童生徒の退学については、次によって処理すること。

（a） 転学による退学の場合は、当該児童は、転学先の学校に入学した前日をもって退学したものとすること。

（b） 学齢（満一五歳に達した日の属する学年の終り）を超過している児童生徒の退学の場合は、校長が退学を認めた日をもって退学したものとすること。

ロ 学校教育法施行令第一〇条の通知は、上記イ（a）にかかわらず、当該児童生徒の保護者から退学の申出があつて、校長がこれを認めた日をもって行うものとする。

ハ 児童生徒の居所が一年以上不明であるときは、在学しないものと同様に取り扱い、その指導要録は、別に整理して保存すること。

ニ 就学義務の猶予または免除があつた児童生徒については、当該認可の日をもって、当該学校に在籍しないものとして取り扱い、その指導要録は、上記ハと同様の取扱とすること。

（３）卒業の場合は、校長が卒業を認定した日（原則として三月末であることが適当である。）を卒業年月日とすること。

（４）上記各項による指導要録の取扱については、校長は、教育委員会と密接に連絡し、学齢児童生徒に係る指導要録の処理が学齢簿の記載の加除訂正と一致して行われるように留意すること。

【学校教育法施行規則】

第 24 条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

Ⅲ 小学校の指導要録に記載する事項等

〔1〕 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じた時に記入する。

1 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所

2 保護者の氏名及び現住所

3 入学前の経歴

小学校に入学するまでの教育・保育関係の略歴（在学していた幼稚園、保育所または幼保連携型認定こども園等の名称及び在学期間等）を記入する。なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

4 入学・編入学等

（1）入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入する。

（2）第1学年の中途または第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

5 転入学

他の小学校等から転入学してきた児童について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

6 転学・退学等

他の小学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。また、学校を去った年月日についても併記する。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学をする場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入する。

なお、就学義務が猶予・免除される場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入する。

7 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

8 進学先

進学先の学校名及び所在地を記入する。

9 学校名及び所在地

分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。

10 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入する。（同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。）

なお、押印については、校務支援システムに保存した指導要録を各児童の指導要録の原本とすることにより、省略することができる。

〔2〕 指導に関する記録

指導に関する記録については、以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら、各教科の学習の記録（観点別学習状況及び評価）、道徳科の記録、外国語活動の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成する。

特別支援学級に在籍する児童の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校小学部の指導要録に準じて作成する。

なお、障害のある児童について作成する個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

1 各教科の学習の記録

各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評価について記入する。

（1） 観点別学習状況

観点別学習状況については、学習指導要領（平成 29 年告示）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものを A、「おおむね満足できる」状況と判断されるもの B、「努力を要する」状況と判断されるものを C のように区別して評価を記入する。

各評価の観点について、設置者は学習指導要領等を踏まえ、「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に設定する。

（2） 評価

評価については、第 3 学年以上の各学年の各教科の学習の状況について、学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は、学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2、「努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

2 特別の教科 道徳

道徳科の評価については、28 文科初第 604 号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」に基づき、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

3 外国語活動の記録

外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点到照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。（※「記入に関する Q & A」 Q13 参照のこと）

評価の観点到については、設置者は、学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、「各教科等・各学年等の評価の観点到等及びその趣旨」を参考に設定する。

4 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点到を記入した上で、それらの観点到のうち児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

評価の観点到については、学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて「各教科等・各学年等の評価の観点到等及びその趣旨」を参考に定める。（※「記入に関する Q & A」 Q14 参照のこと）

5 特別活動の記録

特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点到を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点到に照らして十分に満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点到については、学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において「各教科等・各学年等の評価の観点到等及びその趣旨」を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

6 自立活動の記録

特別支援学校小学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること。

7 行動の記録

行動の記録については、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、設置者は、学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考にして、項目を適切に設定する。また、各学校において、自ら教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分に満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

8 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に④のうち、児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

さらに、障害のある児童や日本語の習得に困難のある児童のうち、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入する。通級による指導の対象となっていない児童で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。なお、これらの児童について個別の指導計画を作成している場合において当該指導計画に上記にかかわる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

9 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第 20 条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数に含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数とすることが適当である。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

(※「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱い」については、「記入に関する Q & A」 Q19 参照のこと)

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第 35 条による出席停止日数、学校保健安全法第 19 条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 19 条、第 20 条、第 26 条及び第 46 条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第 20 条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童または保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他の教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席をした日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記する。(R3. 10. 1 通知)

10 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項(令和 3 年 2 月追記)

「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令

和3年2月19日付け2文科初第1733号通知)において、指導要録上の取扱いが明記された。本通知においては、『『小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について』(平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知)別紙1小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等中「Ⅱ 指導に関する記録」に以下を加える。』とされている。

令和3年10月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の取扱いについて」により、別記に記載されたオンラインを活用した特例の授業の参加日数を転記することが示された。また、当日付け事務連絡「指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について(周知)」により、備考への転記例及び別記を簡素化して記入する例が示された。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 児童が登校できない事由

当該児童が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。特段必要がない場合には記載不要。

Ⅳ 小学校児童指導要録（例）

○様式１（学籍に関する記録：押印あり）

小 学 校 児 童 指 導 要 録 （参 考 様 式）

様式１（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録					
児 童	ふりがな		性 別	入学・編入学等	年 月 日 第 1 学年 入学 第 学年編入学
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生		転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
	現住所				
保 護 者	ふりがな		転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日	
	氏 名				
	現住所		卒 業	年 月 日	
入学前の経歴			進 学 先		
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)					
年 度	年度		年度		年度
区分 \ 学年	1		2		3
校長氏名印					
学級担任者 氏 名 印					
年 度	年度		年度		年度
区分 \ 学年	4		5		6
校長氏名印					
学級担任者 氏 名 印					

○様式 1（学籍に関する記録：押印省略）

小 学 校 児 童 指 導 要 録 （参考様式）

様式 1（学籍に関する記録）

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録					
児 童	ふりがな		性 別	入学・編入学等	年 月 日 第 1 学年 入学 第 学年編入学
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生		転 入 学	年 月 日 第 学年転入学
	現住所				
保 護 者	ふりがな		転学・退学等	(年 月 日) 年 月 日	
	氏 名				
	現住所		卒 業	年 月 日	
入学前の経歴			進 学 先		
学 校 名 及 び 所 在 地 (分校名・所在地等)					
年 度	年度		年度		年度
区分 \ 学年	1		2		3
校長氏名					
学級担任者 氏 名					
年 度	年度		年度		年度
区分 \ 学年	4		5		6
校長氏名					
学級担任者 氏 名					

○様式2（指導に関する記録）

様式2（指導に関する記録）

児 童 氏 名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各 教 科 の 学 習 の 記 録									特 別 の 教 科 道 徳									
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子								
国語	知識・技能								1									
	思考・判断・表現																	
	主体的に学習に取り組む態度								2									
	評定																	
社会	知識・技能								3									
	思考・判断・表現																	
	主体的に学習に取り組む態度								4									
	評定																	
算数	知識・技能								5									
	思考・判断・表現																	
	主体的に学習に取り組む態度								6									
	評定																	
理科	知識・技能								外国語活動の記録									
	思考・判断・表現								学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度						
	主体的に学習に取り組む態度								3									
	評定																	
生活	知識・技能								4									
	思考・判断・表現																	
	主体的に学習に取り組む態度								総合的な学習の時間の記録									
	評定								学年	学 習 活 動	観 点	評 価						
音楽	知識・技能								3									
	思考・判断・表現																	
	主体的に学習に取り組む態度																	
	評定																	
図画工作	知識・技能								4									
	思考・判断・表現																	
	主体的に学習に取り組む態度																	
	評定								5									
家庭	知識・技能																	
	思考・判断・表現																	
	主体的に学習に取り組む態度								6									
	評定																	
体育	知識・技能								特 別 活 動 の 記 録									
	思考・判断・表現								内 容	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	
	主体的に学習に取り組む態度								学級活動									
	評定																	
外国語	知識・技能								児童会活動									
	思考・判断・表現								クラブ活動									
	主体的に学習に取り組む態度																	
	評定								学校行事									

○様式2（指導に関する記録）

児 童 氏 名

行 動 の 記 録																	
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6		
基本的な生活習慣								思いやり・協力									
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護									
自主・自律								勤労・奉仕									
責任感								公正・公平									
創意工夫								公共心・公德心									
総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項																	
第1学年							第4学年										
第2学年							第5学年										
第3学年							第6学年										
出 欠 の 記 録																	
区分	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備 考											
学年																	
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	

○様式２（指導に関する記録）別記

小学校児童指導要録（参考様式）様式２（指導に関する記録）別記

児 童 氏 名

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第 1 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 2 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 3 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 4 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 5 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 6 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			

※令和３年２月１９日付け２文科初第 1733 号において通知された参考様式。

詳細は「感染症や災害の発生等に非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（通知）を参照のこと。

※本通知に示された記載事項を追加し、令和３年４月１日からこれによることとされている。

※本手引 P 1 1 に示した通知及び事務連絡により、別記への簡素化しての記入例及び別記の「参加日数」を様式２裏面の「備考」に転記することが示された。本手引 P 3 7 の転記例を参照のこと。

V 各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨

1 各教科の学習記録

(国 語)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、言語感覚を養い、言葉をよりよく使おうとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年及び第2学年	日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けているとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりしている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもって	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えをもったりしながら、言葉がもつよさを感じようとしているとともに、楽しんで読書をし、言葉をよりよく使おうとしている。
第3学年及び第4学年	日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けているとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりしている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、筋道立てて考える力や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをまとめている。	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えをまとめたりしながら、言葉がもつよさに気付こうとしているとともに、幅広く読書をし、言葉をよりよく使おうとしている。
第5学年及び第6学年	日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けているとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりしている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、筋道立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げ	言葉を通じて積極的に人と関わったり、思いや考えを広げたりしながら、言葉がもつよさを認識しようとしているとともに、進んで読書をし、言葉をよりよく使おうとしている。

(社 会)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解しているとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめている。	社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したり、考えたことや選択・判断したことを適切に表現したりしている。	社会的事象について、国家及び社会の担い手として、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第3学年	身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るための諸活動や地域の産業と消費生活の様子、地域の様子の移り変わりについて、人々の生活との関連を踏まえて理解しているとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報をまとめている。	地域における社会的事象の特色や相互の関連、意味を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けた社会への関わり方を選択・判断したり、考えたことや選択・判断したことを表現したりしている。	地域における社会的事象について、地域社会に対する誇りと愛情をもつ地域社会の将来の担い手として、主体的に問題を解決しようしたり、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうしたりしている。
第4学年	自分たちの都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守るための諸活動、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解しているとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的資料を通して、必要な情報をまとめている。	地域における社会的事象の特色や相互の関連、意味を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したり、考えたことや選択・判断したことを表現したりしている。	地域における社会的事象について、地域社会に対する誇りと愛情をもつ地域社会の将来の担い手として、主体的に問題を解決しようしたり、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうしたりしている。

第5学年	我が国の国土の地理的環境の特色や産業の現状，社会の情報化と産業の関わりについて，国民生活との関連を踏まえて理解しているとともに，地図帳や地球儀，統計などの各種の基礎的資料を通して，情報を適切に調べまとめている。	我が国の国土や産業の様子に関する社会的事情の特色や相互の関連，意味を多角的に考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したり，考えたことや選択・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりしている。	我が国の国土や産業の様子に関する社会的事象について，我が国の国土に対する愛情をもち産業の発展を願う国家及び社会の将来の担い手として，主体的に問題解決しようとしたり，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとしたりしている。
第6学年	我が国の政治の考え方と仕組みや働き，国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産，我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する国際社会における我が国の役割について理解しているとともに，地図帳や地球儀，統計や年表などの各種の基礎的資料を通して，情報を適切に調べまとめている。	我が国の政治と歴史及び国際理解に関する社会的事象の特色や相互の関連，意味を多角的に考えたり，社会に見られる課題を把握して，その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したり，考えたことや選択・判断したことを説明したり，それらを基に議論したりしている。	我が国の政治と歴史及び国際理解に関する社会的事象について，我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情をもち平和を願い世界の国々の人々共に生きることを大切にする国家及び社会の担い手として主体的に問題解決しようとしたり，よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとしたりしている。

(算 数)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	- 数量や図形などについての基礎的な概念や原理・法則などを理解している。 - 事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技術を身に付けている。	数学を活用して事象を論理的に考察する力、数量や図形などの性質を見いだし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。	数学的活動の楽しさや数学のよさを実感して粘り強く考え、数学を生活や学習に生かそうとしたり、問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとしていたりしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年	- 数の概念とその表し方及び計算の意味を理解し、量、図形及び数量の関係について理解の基礎となる経験を積み重ね、数量や図形についての感覚を豊かにしている。 - 加法及び減法の計算をしたり、形を構成したり、身の回りにある量の大きさを比べたり、簡単な絵や図などに表したりすることなどについての技能を身に付けている。	ものの数に着目し、具体物や図などを用いて数の数え方や計算の仕方を考える力、ものの形に着目して特徴を捉えたり、具体的な操作を通して形の構成について考えたりする力、身の回りにあるものの特徴を量に着目して捉え、量の大きさの比べ方を考える力、データの個数に着目して身の回りの事象の特徴を捉える力などを身に付けている。	数量や図形に親しみ、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学ぼうとしている。
第2学年	- 数の概念についての理解を深め、計算の意味と性質、基本的な図形の概念、量の概念、簡単な表とグラフなどについて理解し、数量や図形についての感覚を豊かにしている。 - 加法、減法及び乗法の計算をしたり、図形を構成したり、長さやかさなどを測定したり、表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けている。	数とその表現や数量の関係に着目し、必要に応じて具体物や図などを用いて数の表し方や計算の仕方などを考察する力、平面図形の特徴を図形を構成する要素に着目して捉えたり、身の回りの事象を図形の性質から考察したりする力、身の回りにあるものの特徴や量に着目して捉え、量の単位を用いて適切に表現する力、身の回りの事象をデータの特徴に着目して捉え、簡潔に表現したり考察したりする力などを身に付けている。	数量や図形に進んで関わり、数学的に表現・処理したことを振り返り、数理的な処理のよさに気づき生活や学習に活用しようとしている。

第3学年	・数の表し方、整数の計算の意味と性質、小数及び分数の意味と表し方、基本的な図形の内容、量の概念、棒グラフなどについて理解し、数量や図形についての感覚を豊かにしている。 ・整数などの計算をしたり、図形を構成したり、長さや重さなどを測定したり、表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けている。	数とその表現や数量の関係に着目し、必要に応じて具体物や図などを用いて数の表し方や計算の仕方などを考察する力、平面図形の特徴を図形を構成する要素に着目して捉えたり、身の回りの事象を図形の性質から考察したりする力、身の回りにあるものの特徴を量に着目して捉え、量の単位を用いて的確に表現する力、身の回りの事象をデータの特徴に着目して捉え、簡潔に表現したり適切に判断したりする力などを身に付けている。	数量や図形に進んで関わり、数学的に表現・処理したことを振り返り、数理的な処理のよさに気づき生活や学習に活用しようとしている。
第4学年	・小数及び分数の意味と表し方四則の関係、平面図形と立体図形、面積、角の大きさ、折れ線グラフなどについて理解している。 ・整数、小数及び分数の計算をしたり、図形を構成したり、図形的面積や角の大きさ求めたり、表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けている。	数とその表現や数量の関係に着目し、目的に合った表現方法を用いて計算の仕方などを考察する力、図形を構成する要素及びそれらの位置関係に着目し、図形の性質や図形の計量について考察する力、伴って変わる二つの数量やそれらの関係に着目し、変化や対応の特徴を見いだして、二つの数量の関係を表や式を用いて考察する力、目的に応じてデータを収集し、データの特徴や傾向に着目して表やグラフに的確に表現し、それらを用いて問題解決したり、解決の過程や経過を多面的に捉え考察したりする力などを身に付けている。	数学的に表現・処理したことを振り返り、多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考えたり、数学のよさに気づき学習したことを生活や学習に活用しようとしていたりしている。

第5学年	・整数の性質，分数の意味，小数と分数の計算の意味，面積の公式，図形の意味と性質，図形の体積，速さ，割合，帯グラフなどについて理解している。 ・小数や分数の計算をしたり，図形の性質を調べたり，図形の面積や体積を求めたり，表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けている。	数とその表現や計算の意味に着目し，目的に合った表現方法を用いて数の性質や計算の仕方などを考察する力，図形を構成する要素や図形間の関係などに着目し，図形の性質や図形の計量について考察する力，伴って変わる二つの数量やそれらの関係に着目し，変化や対応の特徴を見いだして，二つの数量の関係を表や式を用いて考察する力，目的に応じてデータを収集し，データの特徴や傾向に着目して表やグラフに的確に表現し，それらを用いて問題解決したり，解決の過程や結果を多面的に捉え考察したりする力などを身に付けている。	数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考えたり，数学のよさに気付き学習したことを生活や学習に活用しようとしていたりしている。
第6学年	・分数の計算の意味，文字を用いた式，図形の意味，図形の体積，比例，度数分布を表す表などについて理解している。 ・分数の計算をしたり，図形を構成したり，図形の面積や体積を求めたり，表やグラフに表したりすることなどについての技能を身に付けている。	数とその表現や計算の意味に着目し，発展的に考察して問題を見いだすとともに，目的に応じて多様な表現方法を用いながら数の表し方や計算の仕方などを考察する力，図形を構成する要素や図形間の関係などに着目し，図形の性質や図形の計量について考察する力，伴って変わる二つの数量やそれらの関係に着目し，変化や対応の特徴を見いだして，二つの数量の関係を表や式，グラフを用いて考察する力，身の回りの事象から設定した問題について，目的に応じてデータを収集し，データの特徴や傾向に着目して適切な手法を選択して分析を行い，それらを用いて問題解決したり，解決の過程や結果を批判的に考察したりする力などを身に付けている。	数学的に表現・処理したことを振り返り，多面的に捉え検討してよりよいものを求めて粘り強く考えたり，数学のよさに気付き学習したことを生活や学習に活用しようとしていたりしている。

(理 科)**(1) 評価の観点及びその趣旨**

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	自然の事物・現象についての性質や規則性などについて理解しているとともに、器具や機器などを目的に応じて工夫して扱いながら観察、実験などを行い、それらの過程や得られた結果を適切に記録している。	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を基に考察し、それらを表現するなどして問題解決している。	自然の事物・現象に進んで関わり、粘り強く、他者と関わりながら問題解決しようとしているとともに、学んだことを学習や生活に生かそうとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第3学年	物の性質、風とゴムの力の働き、光と音の性質、磁石の性質、電気の回路、身の回りの生物及び太陽と地面の様子について理解しているとともに、器具や機器などを正しく扱いながら調べ、それらの過程や得られた結果をわかりやすく記録している。	物の性質、風とゴムの力の働き、光と音の性質、磁石の性質、電気の回路、身の回りの生物及び太陽と地面の様子について、観察、実験などを行い、主に差異点や共通点を基に、問題を見だし、表現するなどして問題解決している。	物の性質、風とゴムの力の働き、光と音の性質、磁石の性質、電気の回路、身の回りの生物及び太陽と地面の様子についての事物・現象に進んで関わり、他者と関わりながら問題解決しようとしているとともに、学んだことを学習や生活などに生かそうとしている。
第4学年	空気、水及び金属の性質、電流の働き、人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わり、雨水の行方と地面の様子、気象現象及び月や星について理解しているとともに、器具や機器などを正しく扱いながら調べ、それらの過程や得られた結果をわかりやすく記録している。	空気、水及び金属の性質、電流の働き、人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わり、雨水の行方と地面の様子、気象現象及び月や星について、観察、実験などを行い、主に既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を予想し、表現するなどして問題解決している。	空気、水及び金属の性質、電流の働き、人の体のつくりと運動、動物の活動や植物の成長と環境との関わり、雨水の行方と地面の様子、気象現象及び月や星についての事物・現象に進んで関わり、他者と関わりながら問題解決しようとしているとともに、学んだことを学習や生活などに生かそうとしている。

第5学年	物の溶け方、振り子の運動、電流がつくる磁力、生命の連続性、流れる水の働き及び気象現象の規則性について理解しているとともに、観察、実験などの目的に応じて、器具や機器などを選択して、正しく扱いながら調べ、それらの過程や得られた結果を適切に記録している。	物の溶け方、振り子の運動、電流がつくる磁力、生命の連続性、流れる水の働き及び気象現象の規則性について、観察、実験などを行い、主に予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現するなどして問題解決している。	物の溶け方、振り子の運動、電流がつくる磁力、生命の連続性、流れる水の働き及び気象現象の規則性についての事物・現象に進んで関わり、粘り強く、他者と関わりながら問題解決しようとしているとともに、学んだことを学習や生活などに生かそうとしている。
第6学年	燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性、電気の性質や働き、生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと変化及び月の形の見え方と太陽との位置関係について理解しているとともに、観察、実験などの目的に応じて、器具や機器などを選択して、正しく扱いながら調べ、それらの過程や得られた結果を適切に記録している。	燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性、電気の性質や働き、生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと変化及び月の形の見え方と太陽との位置関係について、観察、実験などを行い、主にそれらの仕組みや性質、規則性、働き、関わり、変化及び関係について、より妥当な考えをつくりだし、表現するなどして問題解決している。	燃焼の仕組み、水溶液の性質、てこの規則性、電気の性質や働き、生物の体のつくりと働き、生物と環境との関わり、土地のつくりと変化及び月の形の見え方と太陽との位置関係について事物・現象に進んで関わり、粘り強く、他者と関わりながら問題解決しようとしているとともに、学んだことを学習や生活などに生かそうとしている。

(生活)**(1) 評価の観点及びその趣旨**

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付いているとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けている。	身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現している。	身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学ぼうとしたり、生活を豊かにしたりしようとしている。

(音楽)**(1) 評価の観点及びその趣旨**

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	・曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解している。 ・表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見いだし、音楽を味わって聴いたりしている。	音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年及び第2学年	・曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付いている。 ・音楽表現を楽しむために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いをもったり、曲や演奏の楽しさを見いだし、音楽を味わって聴いたりしている。	音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

第3学年及び第4学年	・曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付いている。 ・表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見いだし、音楽を味わって聴いたりしている。	音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
第5学年及び第6学年	・曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解している。 ・表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている。	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見いだし、音楽を味わって聴いたりしている。	音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(図画工作)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	・対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解している。 ・材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりしている。	形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもちながら、造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考えとともに、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりしている。	つくりだす喜びを味わい主体的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年及び第2学年	- 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して気付いている。 - 手や体全体の感覚などを働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりしている。	形や色などを基に、自分のイメージをもちながら、造形的な面白さや楽しさ、表したいこと、表し方などについて考えるとともに、楽しく発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりしている。	つくりだす喜びを味わい楽しく表現したり鑑賞したりする学習活動に取り組もうとしている。
第3学年及び第4学年	- 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して分かっている。 - 手や体全体を十分に働かせ材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりしている。	形や色などの感じを基に、自分のイメージをもちながら、造形的なよさや面白さ、表したいこと、表し方などについて考えるとともに、豊かに発想や構想をしたり、身近にある作品などから自分の見方や感じ方を広げたりしている。	つくりだす喜びを味わい進んで表現したり鑑賞したりする学習活動に取り組もうとしている。
第5学年及び第6学年	- 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解している。 - 材料や用具を活用し、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりしている。	形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもちながら、造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考えるとともに、創造的に発想や構想をしたり、親しみのある作品などから自分の見方や感じ方を深めたりしている。	つくりだす喜びを味わい主体的に表現したり鑑賞したりする学習活動に取り組もうとしている。

(家庭)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	日常生活に必要な家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。	日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。	家族の一員として、生活をよりよくしようと、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、生活を工夫し、実践しようとしている。

(体 育)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	各種の運動の行い方について理解しているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。また、身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、身近な生活における健康に関する課題を見付け、その解決を目指して思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動に進んで取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。

(2) 学年別の評価の観点の趣旨

観点 学年	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年及び第2学年	各種の運動遊びの行い方について知っているとともに、基本的な動きを身に付けている。	各種の運動遊びの行い方を工夫しているとともに、考えたことを他者に伝えている。	各種の運動遊びの楽しさに触れることができるよう、各種の運動遊びに進んで取り組もうとしている。
第3学年及び第4学年	各種の運動の行い方について知っているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。また、健康で安全な生活や体の発育・発達について理解している。	自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、考えたことを他者に伝えている。また、身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法を工夫しているとともに、考えたことを他者に伝えている。	各種の運動の楽しさや喜びに触れることができるよう、各種の運動に進んで取り組もうとしている。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。
第5学年及び第6学年	各種の運動の行い方について理解しているとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。また、心の健康やけがの防止、病気の予防について理解しているとともに、健康で安全な生活を営むための技能を身に付けている。	自己やグループの運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。また、身近な健康に関する課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。	各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、各種の運動に積極的に取り組もうとしている。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復についての学習に進んで取り組もうとしている。

(外国語)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	・外国語の音声や文字, 語彙, 表現, 文構造, 言語の働きなどについて, 日本語と外国語との違いに気付き, これらの知識を理解している。 ・読むこと, 書くことに慣れ親しんでいる。 ・外国語の音声や文字, 語彙, 表現, 文構造, 言語の働きなどの知識を, 聞くこと, 読むこと, 話すこと, 書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けている。	・コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 身近で簡単な事柄について, 聞いた話したりして, 自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。 ・コミュニケーションを行う目的や場面, 状況などに応じて, 音声で十分慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり, 語順を意識しながら書いたりして, 自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。	外国語の背景にある文化に対する理解を深め, 他者に配慮しながら, 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

2 小学校における外国語活動の記録

(外国語活動)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	・外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深めている。 ・日本語と外国語の音声の違い等に気付いている。 ・外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。	身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合っている。	外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

3 総合的な学習の時間の記録

(総合的な学習の時間)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識や技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解している。	実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究的な学習に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとしている。

4 特別活動の時間の記録

(特別活動)

(1) 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自分らしい生き方の実現に必要なことについて理解している。 よりよい生活を築くための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法について考え、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。	生活や社会、人間関係をよりよく築くために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

5 行動の記録

(1) 評価の項目及びその趣旨

項 目	学 年	趣 旨
基本的な生活習慣	第1学年及び第2学年	安全に気を付け、時間を守り、物を大切にし、気持ちのよいあいさつを行い、規則正しい生活をする。
	第3学年及び第4学年	安全に努め、物や時間を有効に使い、礼儀正しく節度のある生活をする。
	第5学年及び第6学年	自他の安全に努め、礼儀正しく行動し、節度を守り節制に心掛ける。
健康・体力の向上	第1学年及び第2学年	心身の健康に気を付け、進んで運動をし、元気に生活をする。
	第3学年及び第4学年	心身の健康に気を付け、運動をする習慣を身に付け、元気に生活をする。
	第5学年及び第6学年	心身の健康の保持増進と体力の向上に努め、元気に生活をする。
自主・自律	第1学年及び第2学年	よいと思うことは進んで行い、最後までがんばる。
	第3学年及び第4学年	自らの目標をもって進んで行い、最後までねばり強くやり通す。
	第5学年及び第6学年	夢や希望をもってより高い目標を立て、当面の課題に根気強く取り組み、努力する。
責任感	第1学年及び第2学年	自分でやらなければならないことは、しっかりと行う。
	第3学年及び第4学年	自分の言動に責任をもち、課せられた役割を誠意をもって行う。
	第5学年及び第6学年	自分の役割と責任を自覚し、信頼される行動をする。
創意工夫	第1学年及び第2学年	自分で進んで考え、工夫しながら取り組む。
	第3学年及び第4学年	自分でよく考え、課題意識をもって工夫し取り組む。
	第5学年及び第6学年	進んで新しい考えや方法を求め、工夫して生活をよりよくしようとする。
思いやり・協力	第1学年及び第2学年	身近にいる人々に温かい心で接し、親切にし、助け合う。
	第3学年及び第4学年	相手の気持ちや立場を理解して思いやり、仲よく助け合う。
	第5学年及び第6学年	思いやりと感謝の心をもち、異なる意見や立場を尊重し、力を合わせて集団生活の向上に努める。
生命尊重・自然愛護	第1学年及び第2学年	生きているものに優しく接し、自然に親しむ。
	第3学年及び第4学年	自他の生命を大切にし、生命や自然のすばらしさに感動する。
	第5学年及び第6学年	自他の生命を大切にし、自然を愛護する。
勤労・奉仕	第1学年及び第2学年	手伝いや仕事を進んで行う。
	第3学年及び第4学年	働くことの大切さを知り、進んで働くようにする。
	第5学年及び第6学年	働くことの意義を理解し、人や社会の役に立つことを考え、進んで仕事や奉仕活動をする。
公正・公平	第1学年及び第2学年	自分の好き嫌いや利害にとらわれないで行動する。
	第3学年及び第4学年	相手の立場に立って公正・公平に行動する。
	第5学年及び第6学年	だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく、正義を大切にし、公正・公平に行動する。
公共心・公德心	第1学年及び第2学年	約束やきまりを守って生活し、みんなが使うものを大切にする。
	第3学年及び第4学年	約束や社会のきまりを守って公德を大切にし、人に迷惑をかけないように心掛け、のびのびと生活する。
	第5学年及び第6学年	規則を尊重し、公德を大切にするとともに、我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、学校や人々の役に立つことを進んで行う。

VI 記入例及び記入の要点

記入上の全般的な注意

- ① 原則として、常用漢字・新字体・現代仮名遣い・算用数字、口語体を使用。(固有名詞はそのまま記入)
- ② 学校名及び所在地・校長・学級担任者氏名はゴム印でよい。スタンプインクは20年の保存に耐えるもの。写しを考えれば黒がよい。
- ③ 児童及び保護者の現住所、学校名及び所在地、校長・学級担任者氏名など、変更あるいは併記する必要の生じるものについては、その欄の上部に寄せて記入する。
- ④ 記入事項を削除・変更する場合は、抹消事項を2本線で消し、抹消部分を読めるようにしておく。(認印不要)
- ⑤ 押印については、校務支援システムに保存した指導要録を各児童の指導要録の原本とすることにより、省略することができる。

小学校児童指導要録(参考様式)

様式1(学籍に関する記録)

学籍に関する記録の記入時期

○原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じた時に記入する。

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学 級		1	1	2			
整理番号		4	4	3			

学 籍 の 記 録							
児 童	ふりがな	おおぞら ゆうき		性 別	女	入学・編入学等	令和2年 4月 1日 第1学年 入学 第1学年編入学 ※「入学」は、児童が第1学年に入学した年月日を記入。「第1学年編入学」は2本線で削除。 ※「編入学等」は、外国の学校又は児童自立支援施設から移った場合の児童について、その年月日、学年及び事由を記入。この場合「第1学年入学」の文字を削除。
	氏 名	大 空 夕 輝 ※原則として学齢簿の記載に基づいて記入					
	生年月日	平成 25 年 5 月 5 日生					
	現住所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 ※変更し備え、上部に書く					
保 護 者	ふりがな	おおぞら のぞみ		性 別		転学・退学等	(令和2年8月21日) ←※転学のため学校を去った日 令和2年8月31日 ←※転学先の学校が受け入れた前日 〇〇〇立〇〇小学校 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 第3学年転入。保護者転住のため。
	氏 名	大 空 望 ※原則として学齢簿の記載に基づいて記入					
	現住所	児童の欄に同じ ※児童の現住所と同一の場合には、「児童の欄に同じ」と略記					
入学前の経歴		平成30年4月から令和元年3月まで 〇〇こども園在園 ※小学校に入学するまでの教育又は保育関係の略歴(名称、在籍期間等)を記入。 ※外国において受けた教育の実情なども記入		性 別		卒 業	年 月 日 ※校長が卒業を認定した年月日 通常は3月31日
						進 学 先	〇〇〇立〇〇中学校(支援学校中等部) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
学 校 名 及 所 在 地 (分校名・所在地等)		〇〇市立〇〇小学校 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 ※学校名及び所在地を記入。 分校の場合は、本校名及び所在地を記入するとともに、分校名、所在地及び在学した学年を併記する。					
年 度		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
区分 / 学年		1		2		3	
校長氏名印		大友 豊 印		大友 豊 印		広瀬 窓平 印	
学級担任者氏名印		福沢 吉美 印		木田 国歩 印 (4月～9月) 滝本 廉 印 (10月～3月)		高山 辰郎 印	
年 度		年度		年度		年度	
区分 / 学年		4		5		6	
校長氏名印		○各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入する。 ○押印については、校務支援システムに保存した指導要録を各児童の指導要録の原本とすることにより、省略することができる。					
学級担任者氏名印		※同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。 (臨時的任用の教員が担当した場合も、その氏名を記入する)					

様式2（指導に関する記録）

児童氏名	学校名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
大空 夕輝	〇〇市立〇〇小学校	学級	1	1	2				
		整理番号	4	4	3				

各教科の学習の記録							特別の教科 道徳		
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年
国語	知識・技能		B	A					1
	思考・判断・表現		B	B					
	主体的に学習に取り組む態度		C	B					2
	評定								
社会	知識・技能								3
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								4
	評定								
算数	知識・技能								5
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								6
	評定								
理科	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
生活	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
音楽	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
図画工作	知識・技能		B	B					4
	思考・判断・表現		A	A					
	主体的に学習に取り組む態度		C	B					5
	評定								
家庭	知識・技能								6
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								
体育	知識・技能		B	B					
	思考・判断・表現		B	B					
	主体的に学習に取り組む態度		C	C					
	評定								
外国語	知識・技能								
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								
	評定								

特別の教科 道徳

○児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、特に顕著と認められる具体的な状況（※Q&A参照）について記述による評価を行う。

- ・数値による評価ではなく、記述式とすること。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大くりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ・他の児童との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと。
- ・道徳科の学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を一定のまとまりの中で見取ること。

観点別学習状況

○学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。

その際、

「十分満足できる」状況と判断されるもの：A

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：B

「努力を要する」状況と判断されるもの：C

のように区別して評価を記入する。

評定（第3学年以上）

○各教科の評定は、学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を、

「十分満足できる」状況と判断されるもの：3

「おおむね満足できる」状況と判断されるもの：2

「努力を要する」状況と判断されるもの：1

のように区別して評価を記入する。

外国語活動の記録

外国語活動の記録

○評価の観点を記入した上で、それらの観点到照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合（※Q&A参照）にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入する。

総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録

○評価の観点については、第1の目標が各教科同様「資質・能力の三つの柱」で示されたことや指導と評価の一体化を推進するために「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」とする。

○学習活動及び評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合（※Q&A参照）などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記入する。

特別活動の記録

特別活動の記録

○各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点到照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

○クラブ活動は主として4年生以上で実施するので、実施しなかった学年の欄には斜線を引く。（児童数の少ない学校においては、低学年からクラブ活動に参加するなどの工夫が考えられる。）

児 童 氏 名
大空 夕輝

行 動 の 記 録															
項 目	学 年	1	2	3	4	5	6	項 目	学 年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣			○					思いやり・協力			○				
健康・体力の向上								生命尊重・自然愛護		○	○				
自主・自律								勤労・奉仕							
責任感															
創意工夫															
行動の記録															
○各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。															

総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と な る 諸 事 項													
第1学年	・こども園からの入学児童が他にいなかったため、はじめは一人で いることが多かったが、ウサギの世話について他の子どもに教える中で自信を持ち、友達関係を広げていった。 ・宿題や提出物を時々忘れることがあったが、配り係になったことを境に自分で気をつけるようになり、家庭学習の習慣が身についてきた。 ・生き物係、配り当番の仕事に責任をもって取り組んだ。						第4学年	総合所見及び指導上参考となる諸事項 ○児童の成長の状況を総合的に捉えるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。 ①各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見 ②特別活動に関する事実及び所見 ③行動に関する所見 ④児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項 ※児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。 ⑤児童の成長の状況にかかわる総合的な所見 ○記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。					
第2学年	・よく理解したことで興味をもったことには、進んで行動するようになった。わからない言葉や事柄を自分で調べる方法も身に付けてきている。 ・通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果を端的に記入する。 ・通級による指導の対象となっていない児童で、教育上特別の支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があつたと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入する。						第5学年						
第3学年	※上記児童について、個別の指導計画を作成している場合で、上記に関わる指導の記載がなされている場合はその写しを添付することをもって指導要録の記入に替えることも可能である。						第6学年						

出 欠 の 記 録							備 考	
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数			
1								
2								
3								
4	出欠の記録							
5	(1) 授業日数…児童の属する学年について、授業を実施した年間の総日数。原則として、同一学年の全ての児童につき同日数とすることが適当。ただし、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。							
6								

児 童 氏 名
大 空 夕 輝

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第1学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第2学年	児童が登校できない事由	コロナ臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
		24	19	同時双方向
第3学年	児童が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
		15	12	同時双方向、インターネット上での課題の配信・提出、チャットによる質疑応答・意見交換
第4学年	児童が登校できない事由	個別面談（電話）		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
第5学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
第6学年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

(1)児童が登校できない事由
当該児童が感染症又は災害の発生等により登校できなかった場合、その事由を記入する。

(2)オンラインを活用した特例の授業
「同時双方向型のオンラインを活用した学習指導」「課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導」（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等も含む）の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①～③までの事項を記入する。
 ①実施日数…オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。
 ②参加日数…オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。
 学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。
 ③実施方法等…オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を完結に記入する。

(3)その他の学習等
必要がある場合に、その他の学習その他の特記事項等を記入する。特段必要がない場合には記載不要。

小学校生徒指導要録（参考様式）様式2（指導に関する記録）別記

生徒氏名
大空 夕輝

転記例

出欠の記録						
区分 学年	授業日数	出席停止・ 忌引等の日数	出席しなければ ならない日数	欠席日数	出席日数	備考
(略)						
2	176	0	176	5	171	オンラインを活用した特例の授業19
3	195	10	185	7	178	オンラインを活用した特例の授業12
(略)						

小学校児童指導要録（参考様式）様式2（指導に関する記録）別記

児童氏名
大空 夕輝

別記の「参加日数」を転記

※オンラインを活用した特例の授業又はその他の学習等に記載すべき事柄がない場合には記載不要。

非 常 時 に オ ン ラ イ ン を 活 用 し て 実 施 し た 特 例 の 授 業 等 の 記 録				
第 1 学 年	児童が登校できない事由			
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数	実施方法等
	その他の学習等			
第 2 学 年	児童が登校できない事由	コロナ臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	24	19	同時双方向
	その他の学習等	ケーブルテレビ		
第 3 学 年	児童が登校できない事由	コロナ出席停止、大雪臨時休業		
	オンラインを活用した特例の授業	15	12	同時双方向、インターネット上での課題の配信・提出、チャットによる質疑応答・意見交換
	その他の学習等	個別面談（電話）		
（略）				

VII 記入等に関するQ & A

1 記入場の全般的な注意事項について	
Q1: 記入に際してどのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①原則として、常用漢字、新字体、現代仮名遣い、算用数字を使用し、楷書で書く。ただし、固有名詞の旧字体はそのまま使用する。 ②記入は黒インクを用い、変色するものは避ける。複写でかすむインクは用いない。 ③学校名、所在地、校長・学級担任者氏名はゴム印でよい。印は明瞭なものを用いる。スタンプインクは20年間の保存に耐えうるもので、写しを考え、黒を用いるようにする。 ④記入事項に変更があった場合は、その都度記入・訂正すること。児童・保護者の氏名、現住所、学校名及び所在地など、変更する必要が生じたものについては、その欄の上部に記入する。 ⑤記入事項を変更する場合は、抹消事項を2本線で消し、抹消事項を読めるようにしておく。また、変更事項の記入年月日を付記することが望ましい。 ⑥誤記の訂正の場合は、抹消事項を2本線で消し、訂正事項を記入する。修正液や修正テープで消し、その上から訂正事項を書くことは不可である。
2 様式1 〔学籍に関する記録〕について	
Q2: 児童に通称等がある場合、「児童氏名」はどう記入すればよいか。	A: 原則として、学齢簿の記載に基づき記入する。氏名のふりがなについては、学齢簿に記載されていない場合は、学校で調査したものにより記載する。 外国人についても学齢簿の記載に基づいて記入するとともに、ふりがなについては、できるだけ母国語に近い読み方で記入する。 児童の通称名等について保護者からの申し出があり、指導上必要と認めた場合は、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に補足する。
Q3: 保護者の欄への記入はどの範囲で行うのか。	A: 保護者は児童に対して親権を行う者を、親権を行う者がいないときは、後見人を記入する。親権を行う者が父母2人であるときは、いずれか一方を書くこと。 父母の離婚等で保護者の変更があった場合、口頭による申し出等によって訂正するのではなく、学齢簿に基づいて行う。 事情により、保護者が遠隔地にいて他の者が児童の世話をしている場合にあっても、法律上の保護者を記入する。このような場合、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に補足する。

Q4: 入学前に家庭で保育されていた場合、「入学前の経歴」はどう記入すればよいか。	A: 家庭と記入する。それ以前に、幼稚園、保育所及び認定こども園の経験など、付記すべき事項があれば記入する。 また、託児所、孤児収容施設などについてはこの欄に記入せず、教育的配慮を十分に行ってなお必要とされるものについてのみ「総合所見欄及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入するが、その際には、プライバシーの保護の観点に十分配慮する。
Q5: 「入学・編入学等」の欄の「入学」は入学式の期日を記入するのか。	A: 「入学」の年月日は、市町村立学校にあつては、市町村教育委員会が通知した入学期日、その他の学校にあつては、学校において定めた入学期日を記入する。
Q6: 転入学の年月日は、児童が初めて出校した年月日を記入するのか。	A: 「転入学」の年月日は、児童が初めて出校した年月日を記入するのではなく、市町村教育委員会が転入学を指定した年月日を記入する。住所変更を伴う場合は、保護者が市町村長に届出を行い、その旨を市町村長が教育委員会に通知する。 【参考】 学校教育法施行令 第4条 第2条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒等」と総称する。)について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条又は23条の規定による届出(第2条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める翌日以後の住所変更に係るこれらの規定による届出に限る。)があつたときは、市町村長は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。
Q7: 転入学した児童の指導要録の扱いはどうすればよいか。	A: 転入学児童を受け入れた学校の学校長は、速やかに、転入した旨及び年月日を転入学前の学校の学校長に連絡し、指導要録の写しを送付してもらう。また、新規に指導要録を作成し、写しとともに保存する。転学を繰り返している場合は、過去に在籍した学校の指導要録の写し(再複写しない)を全て送付してもらうようにする。
Q8: 児童の転学・退学に際してどのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①近隣校において転学する場合には、「学校を去った日」と「転学先の学校が受け入れた前日」を同日とし、「受入日」をその翌日とすることで在籍の重複を避けるようにする。 ②小学校における退学とは、次のような場合をさす。 ・在学教育施設や外国の学校等に入るため学校を去る場合。 ・児童自立支援施設に入所するために就学義務の猶予・免除の措置がされた場合。 ・病弱等やむを得ない事由のため就学義務猶予・免除の措置がなされた場合。 ・児童の居所が1年以上不明で、在学しないと認めた場合。

Q9: 卒業年月日は卒業式の日を記入するのか。	A: 卒業の年月日は卒業式を挙げる日ではなく、校長が卒業を認定した日を記入する。原則として3月31日とするのが適当である。
3 様式2 〔指導に関する記録〕について	
Q10: 観点別学習状況の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して全ての評価を記入する。Bの記入を省くなどしてはならない。 ②観点別学習状況の評価に係る記録が観点ごとに複数ある場合は、総括の仕方をあらかじめ各学校において決めておく必要がある。 【評価結果のA, B, Cの数を基に総括する場合】 何回か行った評価結果のA, B, Cの数が多いものが、その観点の学習の実施状況を最もよく表現しているという考え方に立つ総括の方法。例えば、3回評価を行った結果が「ABB」ならばBと総括することが考えられる。なお、「AABB」の総括をAとするかBとするかなど、同数の場合や3つの記号が混在する場合の総括の仕方はあらかじめ学校において決めておく。 【評価結果のA, B, Cを数値に置き換えて総括する場合】 何回か行った評価結果A, B, Cを、例えばA=3, B=2, C=1のように数値によって表し、合計したり平均したりする総括の方法。例えば、総括の結果をBとする範囲を$2.5 \geq \text{平均値} \geq 1.5$とすると「ABB」の平均値は、約2.3で総括の結果はBとなる。
Q11: 評定の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①評定は、各教科の観点別学習状況の評価を数値で示すものである。観点別学習状況の評価の評定への総括は、各観点の評価結果をA, B, C組合せ又は、A, B, Cを数値で表したものに基いて総括し、その結果を小学校では3段階で表す。 ②A, B, Cの組合せから評定に総括する場合、各観点とも同じ評価がそろう場合は、小学校については、「BBB」であれば2を基本としつつ、「AAA」であれば3、「CCC」であれば1とするのが適当であると考えられる。それ以外の場合は、各観点のA, B, Cの数の組合せから適切に評定することができるようあらかじめ各学校において決めておく必要がある。

Q12: 特別の教科道徳の評価の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を一定のまとまりの中で見取ること。 ②数値による評価ではなく、記述式とすること。 ③個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること ④他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと。 ⑤学習活動において児童がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。
Q13: 外国語活動の記録の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 評価の観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が付いたかを文章で端的に記述する。なお、この場合の「顕著な事項」は例であり、顕著な事項がなければ書かなくてよいということではない。
Q14: 総合的な学習の時間の記録の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①評価の観点については、以下の理由から「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」とする。 ・第1の目標が、各教科同様に「資質・能力の三つの柱」で示されたため。 ・学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の時間の特質から、各学校が観点を設定するという枠組みは維持されているものの、資質・能力の三つの柱に再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進するため。 ②児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が付いたかを文章で端的に記述する。なお、この場合の「顕著な事項」は例であり、顕著な事項がなければ書かなくてよいということではない。
Q15: 特別活動の記録の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 評価の観点については、学習指導要領の目標を踏まえ、各学校において「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的定めることも考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

Q16: 行動の記録の記入に際して、どのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①行動の記録の項目については、学習指導要領等の総則及び道徳科の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項を踏まえて示している「各教科等・各学年等の評価の観点等及びその趣旨」を参考に、設置者において項目を適切に設定する。また、各学校においては、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。 ②各項目の趣旨を踏まえ、十分に満足できる状況にある場合に○印を記入する。○印の記入に当たっては、あらかじめ機械的に○印の数を決めておくものでないことに留意する。 ③よさや特性などの所見等は「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に記載する。
Q17: 総合所見及び指導上参考となる諸事項の記入に際してどのようなことに留意すればよいか。	A: 児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。
Q18: 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱い」にかかる授業時数、授業日数及び出席日数等の取扱いはどうすればよいか。	A: 各学校が定める総合的な学習の時間の年間指導計画や単元計画等に、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動」の位置付けを、総合的な学習の時間の探究的な学習過程を踏まえて明確にする場合には、各学校の判断によって、「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動」を総合的な学習の各学年における年間授業時数のうち4分の1程度まで実施することができること。 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外学習活動」を実施する際の授業時数、授業日数及び出席日数の取扱いについては、以下によることとする。 ・各学校が定める総合的な学習の時間の指導計画等において、「休業日等における総合的な学習に時間における学校外学習活動」の授業時数及び授業日数を定めること。 ・指導要録における授業日数は、各児童が実際に学習活動を実施した日数ではなく、上記の指導計画等において定めた授業日数を記載すること。 ・上記のほか出欠の記録に係る指導要録の取扱いについては、児童の学習状況等を踏まえ、各学校において適切に取り扱うこと。

Q19: 出欠の記録の記入に際してどのようなことに留意すればよいか。	A: 以下の点に留意すること。 ①出席停止については次の法令等によること。 ＜学校教育法 第35条＞ 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返して行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。 - 一 他の児童に障害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為 - 二 職員に障害又は心身の苦痛を与える行為 - 三 施設又は設備を損壊する行為 - 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 (2) 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。 (3) 前項に規定するもののほか、出席停止の命令手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。 (4) 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。 ＜学校保健安全法 19条＞ 校長は、感染症にかかつており、かかつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。 ＜学校保健安全法施行規則 第19条＞ 令第6第2項の出席停止の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。 - 一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。 - 二 第二種の感染症（結核を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めたときはこの限りでない。 - イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等の感染症を除く）にあつては、解熱した後二日を経過するまで。 - ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。 - ハ 麻しんにあつては、解熱した後三日を計画するまで。 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。 - ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。 - ヘ 水とうにあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。 - 三 結核及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるため。 - 四 第一種若しくは第二種の伝染病患者のある家は居住する者又はこれらの感染症にかかつておる疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染したおそれがないと認めるまで。 - 五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間 - 六 第一種又は第二種の伝染病の旅行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。 ②出席日数には出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。なお、学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。
---	--

4 特別支援学級に在籍する児童の指導要録について

Q20: 特別支援学級に在籍する児童の指導要録の記入に際してどのようなことに留意すればよいか。

A: 特別支援学級に在籍する児童の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校小学部の指導要録に準じて作成する。

なお、障害のある児童について作成する個別の指導計画に指導要領の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

○指導に関する 記録

特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における指導に関する記録については、小学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校(知的障害)小学部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、道徳科の記録外国語活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校小学部に在籍する児童については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導目標、指導内容を踏まえた記述となるよう留意する。また、児童の障害に即して、学校教育法施行規則 130 条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部・中学部学習指導要領第1章第8節の規定(重複障害者等に関する教育課程の取扱い)を適用した場合にあっては、その教育課程や観点別学習状況を考慮し、必要に応じて様式等を工夫して、その状況を適切に端的に記入する。

5 指導要録の電子化について

Q21: 指導要録を電子化する際の留意点にはどのようなものがあるか。

A: 指導要録、その写し及び抄本(以下「指導要録等」とする。)については「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等によって校務支援システムを活用して作成・保存等を行うことが可能である。その際、以下の点について留意する必要がある。

- ・ ID とパスワードを持つ教職員が、校務支援システムにアクセスして作成すること。
- ・ 各主任・管理職等は、指導要録の記載内容について点検を行い、修正がある場合には作成者に修正を指示すること。
- ・ 最終決裁者である学校長は、点検が終了していることを確認した上で、校務支援システムの年度更新を行うこと。
- ・ 過年度の編集については、管理職による編集権限の許可が得られた場合のみ行うこと。

6 不登校児童の学習評価の工夫と指導要録の取扱いについて

**Q22: 不登校児童が
学校外の公的機
関や民間施設に
おいて指導・相談
を受けている場合
の指導要録上の
扱いはどうすれば
よいか。**

A: 不登校児が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。
ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録の記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

指導要録の様式については、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

7 病気療養児の学習評価の工夫と指導要録の取扱いについて

Q23: 病院や自宅療養中の児童が同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の扱いはどうすればよい。	A: 小学校において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができる。指導要録上出席扱いとする場合は、指導要録の「出欠の記録」に出席日数の内訳として出席扱いとした日数及び病気療養中の授業配信によることを記入すること。 あわせて、以下の点に留意すること。 (1) 教員免許法の規定を踏まえ、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であること。(受信側には教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに行うことができる。) (2) 配信側及び受信側で同時に授業を受ける一学級の児童の合計数は原則として 40 人以下とすること。 (3) 教室等で授業を受ける場合と同様、教科用図書や教材については、学校教育法第 34 条の規定や「学校における補助教材の適切な取扱いについて」(文部科学省通知)等に基づき、適切に対応すること。
---	---

8 一時保護等が行われている児童の指導要録に係る適切な対応について

Q24: 児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童の指導要録の記入に際してどのようなことに留意すればよい。	A: 以下の点に留意すること。 ①児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合 当該児童の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。 (1) 当該施設と学校との間において、児童の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。 (2) 当該施設において、児童の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていること。 ②一時保護等が行われている児童が学習を行っていない場合 一時保護等が行われている児童が学校に出席できておらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、「出席停止・忌引等の日数」に含める。(「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。) なお、指導要録においては、一時保護等が行われている児童であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。
---	--

9 その他

Q25: 特別な事情(DV等)による区域外就学に係る配慮事項にはどのようなものがあるか。	A:以下の点に留意すること。 ①特別な事情がある場合には、転学先や居住地等の情報を厳重に管理することが求められる。そのため、転学先の学校名や所在地の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を特に厳重に管理した上で、転学元の学校から転学先の学校へ児童指導要録の写し等を送付する。 ②転出元・進学元の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要である。また、虐待の関する個人情報、虐待を防止し、児童の生命、身体等を守るために、転校先・進学先が必要とする情報であり、子ども本人の利益となるものであることから、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できる。 引き継がれた学校においても、虐待に関する情報については個々の教員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に共有するとともに、市町村(虐待対応担当課)や新たに管轄することになる児童相談所と今後の対応方針を検討することが重要である。
--	--

<参考資料>

- 「学齢簿および指導要録の取扱いについて（通達）」(S32. 2. 25) 文部省初等中等教育局
- 「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）」(H21. 7. 13)
文部科学省生涯学習政策局・文部科学省初等中等教育局
- 「指導要録の電子化に関する参考資料【第1版】」(H22. 9) 文部科学省初等中等教育局教育課程課
- 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）」(H27. 7. 31) 文部科学省初等中等教育局
- 「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」(H28. 7. 29) 文部科学省初等中等教育局
- 「小・中学校等における病気療養時に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」(H30. 9. 20) 文部科学省初等中等教育局
- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」(H31. 1. 21)
中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」(H31. 3. 29) 文部科学省初等中等教育局
- 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて（通知）」(H31. 3. 29) 文部科学省初等中等教育局
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」(R1. 10. 25) 文部科学省初等中等教育局
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料（案）」(R1. 11)

国立教育政策研究所教育課程研究センター

○「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」

(通知) (R3. 2. 19)

文部科学省初等中等教育局

○小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の「出欠の記録」における記載事項の

取扱いについて (通知) (R3. 10. 1)

文部科学省初等中等教育局長

○指導要録におけるオンラインを活用した特例の授業の記載方法について (周知) (R3. 10. 1)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

○指導要録の原本の電子保存による校務の情報化の推進について (R5. 4. 17)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

小学校児童指導要録の手引

令和5年10月

問合せ

大分県教育庁義務教育課

住所 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097(506)5529